

子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件

令和 2年 2月27日 内閣府告示第18号

施行：令和 2年 2月27日

改正：なし

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第五十八条第四号の規定に基づき、災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合を次のように定める。

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第八項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）により臨時に休園等をする場合

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和二年二月二十五日から適用する。
